平成２６年（フ）第１４７号
栃木県宇都宮市江曽島町1421番地11
破産者　岩坂　瑞彬
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３３６号
埼玉県三郷市彦成２丁目71番地３
破産者　ジェクスト合同会社
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１４４号
神奈川県横須賀市日の出町１丁目17番地
破産者　有限会社北葉精工
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２４０号
山梨県南巨摩郡富士川町長沢196番地３
破産者　有限会社イーエヌハウス
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２２４号
滋賀県草津市矢倉２丁目５番37号福井第三101号
破産者　株式会社ウィズメンテナンス
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７８号
広島市中区胡町３番15号
破産者　株式会社ずぼら
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６１号
宮崎県延岡市松原町１丁目３番地７
破産者　株式会社谷川正商事
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第３９９号
東京都東村山市秋津町３丁目19番地３アメージングエステート102
破産者　肥沼　　弘
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６２７号
東京都立川市曙町２丁目14番19号シュールビル
破産者　株式会社ヴィット
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６２８号
東京都東大和市狭山４丁目1487番地の２　２Ｆ
破産者　森　　研一
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１２６４号
神奈川県大和市福田８丁目11番地の３
破産者　有限会社中央測地設計
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２９９号
川崎市高津区千年560番地３
破産者　株式会社珠匠
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２８号
静岡県伊東市岡1334番地
破産者　有限会社伊東ミート
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１１５１号
広島市安佐北区可部町大字桐原1475番地
破産者　精工機械株式会社
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６号
徳島県阿南市出来町96番地
破産者　株式会社さんじぇるまん（登記簿上株式会社さんじえるまん）
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２６年（フ）第２０号
大阪府吹田市青葉丘南６番９号
破産者　株式会社アイシス
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所阿南支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１００３号
福岡市中央区福浜２丁目２番２―203号
破産者　田中　　光
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５７８号
福岡市城南区堤団地22番101号
破産者　佐々木尚二
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９９７号
福岡県糟屋郡須恵町大字植木406番地２
破産者　松崎　睦美
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０２９号
福岡市東区唐原５丁目４番３―102号
破産者　川渕　好治
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０９３号
福岡市中央区高砂２丁目23番２号
破産者　宮下　眞美（旧姓高橋）
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部